4　1に掲げる廃水銀の収集又は運搬を行う場合には運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること等の基準を定めることとした。また、当該廃水銀廃棄物の処分又は再生を行う場合には、当該廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこととした。（第四条の二第一号及び第二号関係）

5　水銀使用製品産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物が破砕することのないような方法により行うこと等の基準を定めることとし、水銀使用製品産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずることとした。（第六条第一項第一号関係）

6　水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処分又は再生を行う場合には、次によることとした。（第六条第一項第二号関係）

㈠　水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。

㈡　水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が一定以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。

㈢　水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

7　水銀使用製品産業廃棄物の埋立処分は、地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこととした。（第六条第一項第三号関係）

8　廃水銀等の収集又は運搬を行う場合には、運搬容器に収納して収集し、又は運搬すること等の基準を定めることとした。（第六条の五第一項第一号関係）

9　第二条の四第五号ヘ、チ(1)又はル(1)に掲げる廃棄物であって環境省令で定めるものの処分又は再生は、6の㈠及び㈡の規定の例によることとした。（第六条の五第一項第二号関係）

10　廃水銀等の埋立処分を行う場合には、次によることとした。（第六条の五第一項第三号関係）

㈠　廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分は、公共の水域及び地下水と遮断されている場所で行うこと。

㈡　廃水銀等の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定めるところにより硫化し、及び固型化すること。

㈢　廃水銀等を処分するために処理したものは、水面埋立処分を行ってはならないこととし、廃水銀等を処分するために処理したもの（10の㈠に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、第六条の五第一項第三号ハによるほか、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように環境省令で定める必要な措置を講ずること。

11　廃水銀等の硫化施設を産業廃棄物処理施設に追加し、縦覧等を要する産業廃棄物処理施設とすることとした。（第七条関係）

12　この政令は、一部の規定を除き、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日又は平成二八年四月一日のいずれか早い日から施行することとした。

◇水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三七七号）

（環境省）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二七年法律第四二号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は平成二八年一二月一八日とし、同条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三〇年一月一日とすることとした。

◇水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令（政令第三七八号）（環境省）

1　特定水銀使用製品を定めることとした。（第一条関係）

2　水銀等の使用に係る規制を行う製造工程を定めることとした。（第二条関係）

3　貯蔵に係る規制を行う水銀等を定めることとした。（第三条関係）

4　その他所要の規定を整備することとした。（附則第二条～第一一条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令（政令第三七九号）（環境省）

1　水銀排出施設の範囲を定めることとした。（第三条の五関係）

2　水銀排出施設を設置している者に係る報告及び検査に関する事項を定めることとした。（第一二条第一〇項関係）

3　水銀等の排出の規制に係る市長への事務の委任に関する事項を定めることとした。（第一三条関係）

4　その他所要の規定を整備することとした。

5　この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四一号）の施行の日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三八〇号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項第三号の政令で定める卵として、アマクササンショウウオ等の卵を追加することとした。（第二条関係）

2　法第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、アマクササンショウウオ等を追加等することとした。（別表第一関係）

3　法第四条第二項の政令で定める希少野生動植物種の表記等を変更することとした。（別表第一、別表第二、別表第三、別表第四、別表第五及び別表第六関係）

4　この政令は、平成二七年一二月一日から施行することとした。